

福生市弓道連盟規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は福生市弓道連盟と称し、福生市体育協会に所属し、事務所を会長宅に置く。
- 第 2 条 本会は福生市教育委員会と連絡を図り弓道により、体位の向上・健康の保持・健全な精神の育成・礼節の涵養に努めると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第 2 章 会 員

- 第 3 条 本会の会員は、原則として福生市内在住のものおよび在勤・在学のものとする。
- 但し、市外在住者については理事会の承認を必要とする。
- 第 4 条 本会に入会しようとするものは、入会申込書に所要事項記入のうえ、入会金および会費を添えて会長に申込み、会員証の交付を受ける。
- 第 5 条 本会を退会しようとするものは、その旨を会長に届け出、会員証を返還する。
- 2 何らかの事由により、会への参加等ができなくなる場合、退会とせずに休会を認める。
- なお本会に復帰の場合、復帰年度、弓道開始翌月より年度末までの会費を支払うことにより会への復帰とする。

第 3 章 役 員

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
- (イ) 理事 8名以上12名以内
- (ロ) 監事 2名
- 第 7 条 本会に会長1名 副会長3名以内を置き、理事の中から理事会において選出する。
- 第 8 条 役員は次の職務を行う。
- 2 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代る。
- 4 理事は理事会を構成し、本会の業務執行について協議する。

5 本会に会計係を置く。係りは理事の中から会長が指名する。

6 会計係は経理事務を担当し、会計全般を掌る。

7 監事は会計の執行状況を監査する。

第9条 理事の選出に当っては、前期理事会において次期理事を選出する。

2 監事は総会において選任する。

第10条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

補充によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第4章 経 費

第11条 本会の経費は次の収入をもって支弁する。

(イ) 会費

(ロ) 福生市体育協会からの助成金

(ハ) 寄付金

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 会 議

第13条 本会は次の会議をもつ。

(イ) 総会

(ロ) 理事会

第14条 総会は毎年4月に会長が招集する。但し、会長が必要と認めるときは臨時総会を開くことができる。

第15条 総会は役員承認、予算・決算及びその他の重要事項を決定する。

第16条 理事会は次の事項を審議する。

2 事業執行に関する事項

3 予算、決算に関する事項

4 その他必要な事項

第6章 賞 罰

第17条 本会に多大の功労のあったものは、理事会の議決により表彰することができる。

第18条 本会の体面を汚したり、本会の運営を妨害するが如き行為をなした

るものは、理事会に諮り処分を決定する。

第 19 条 本会は慶弔費を支給することができる。

第 7 章 規約の改廃

第 20 条 本規約は総会の議決を経なければ改廃する事はできない。

第 21 条 本会の運営に当って必要があれば、本規約にしたがって細則または内規を別に定めることができる。

第 8 章 雑 則

第 22 条 本規約に関する必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

本規約は昭和 42 年 6 月 6 日より施行する。

附 則

本規約は昭和 49 年 4 月 1 日、一部を改正施行する。

附 則

本規約は平成 4 年 4 月 1 日、一部を改正施行する。

附 則

本規約は平成 6 年 4 月 1 日、一部を改正施行する。

附 則

本規約は平成 9 年 4 月 1 日、一部を改正施行する。

附 則

本規約は平成 10 年 4 月 1 日、一部を改正施行する。

附 則

本規約は平成 16 年 4 月 1 日、一部を改正施行する。

附 則

本規約は平成 28 年 4 月 1 日、一部を改正施行する。